

徳島県病院局管理規程第十四号

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第八条」を「第七条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（病院長への委任事務に関する各局長等の専決等）

第十七条の二 病院長は、第七条の規定により委任された事務のうち、管理者があらかじめ指定した事項を、それぞれ当該病院の医療局長、薬剤局長、医療技術局長、看護局長及び事務局長又は管理者が指定する職員（以下「各局長等」という。）に専決させることができる。

2 病院長は、前項の規定により事務を決裁させる職員が不在のときは、あらかじめ管理者が指定する職員にその事務を代決させることができる。

別表第十二中「第十六条」を「第十七条」に改め、同表第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和三年一月一日から施行する。